

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」変更素案に関する御意見募集の結果等について

1. 意見募集対象

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」変更素案

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集期間

令和6年12月25日（水）から令和7年1月23日（木）まで

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ウェブサイト及び消費者庁ウェブサイトへの掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見入力フォーム及び郵送

3. 意見提出総数

44件（このうち、今回の意見募集対象とは直接関係しない御意見4件）

4. 主な御意見の概要とそれに対する考え方

御意見の概要	考え方
はじめに	
消費者庁が実施予定のコンビニエンスストアを活用した食品寄附の実証事業にて無償提供を受けるには「店からの通知を受け取るため、マイナンバーと連携した専用アプリへの登録が必要」とのことであり、これは本基本方針の「食品流通等におけるAI活用やデジタル化の進展、食品アクセスといった新たな課題への対応」に即したものと	御指摘のとおり、本事業は食品ロス削減のDX化の一環として実施するものですので、マイナンバーと連携した専用アプリの活用は必須と考えています。

<p>であると思われるが、生きることが難しいと思われるほどの最貧困家庭ではスマートフォン自体を持ってないことが想定できる。</p> <p>アプリ(スマホ)やパソコン(ネット環境)の必要としないシステム構築が求められる。</p>	
<p>I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向</p>	
<p>事業系食品ロス削減が進んだ理由を追記すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、「はじめに」に「納品期限の緩和や賞味期限の延長など、食品関連事業者を始めとした関係者及び消費者の不断の取組もあり、」と追記いたしました。</p>
<p>家庭用食品ロス削減がそれほど進まない理由について追記すべき。</p>	<p>家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策を整理し、地域の関係主体向けの手引きとして取りまとめる予定です。また、暮らしの中で意識して実践できる食品ロスの削減策の内容、賞味期限・消費期限の理解促進等を含めた消費者に対する普及啓発について、取組を推進してまいります。</p>
<p>II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項</p> <p>1 求められる役割と行動</p>	
<p>実効性を上げるためには、規制強化や強制力を持たせることが必要と考える。</p> <p>事業系食品ロスの削減は賞味期限の延長や期限切れ間近の大幅値引きの徹底、大量ロスへの罰金制の導入など、家庭系食品ロスの削減はごみ回収の有料化・値上げなど。</p>	<p>事業系食品ロスについては、II 1 (2) ②記載の「・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む(その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。)。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。」や③記載の「賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売りきるための取組(値引き・ポイント付与等)を行う。」といった食品関連事業者の行動が促進されるよう、II 2に掲げる基本的施策を推進することで削減を図ってまいります。</p> <p>家庭系食品ロスについては、II 1 (1) ①記載の「事前に家にある</p>

	<p>食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し、てまえどり、見切り品等の活用を通じて、使いきれ的分だけ購入する。」や②記載の「賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。」といった消費者の行動が促進されるよう、引き続き地方公共団体とも連携し、Ⅱ 2に掲げる基本的施策を推進することで削減を図ってまいります。</p>
<p>サプライチェーンの意識改革と努力で、産地で廃棄される規格外農産物を消費者が日常的に購入できるようにする活動や、野菜が過剰となった場合に行う緊急需給調整の一手法である産地廃棄も生産者、サプライチェーン、消費者の連携協同を促進することで回避するといった活動を促すような項目を追加すべき。</p>	<p>サプライチェーンの連携協働については、Ⅰ 3に「国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していく」と、また、Ⅱ 1に「それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待される」と記載しております。</p>
<p>食品ロスにならないように、その日に必要な分だけ作り、過剰に作りすぎないようにすべき。消費者も食べる分だけ購入するなり、作るなりすればロスはなくなる。そもそも過剰に供給しすぎである。</p>	<p>Ⅱ 1 (1) ①に「使い切れる分だけ購入する」、③に「食卓に上げる食事は食べきれる量」と記載しており、消費者への啓発に努めてまいります。</p>
<p>大手食品関連企業は食品廃棄量の報告に加えて公開を義務化頂きたい。手付かず食品については直接、廃棄やリサイクルではなく、安全性担保し人が食べるため活用すべき。</p>	<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）に基づき報告された情報は、事業者が公開に同意した場合、農林水産省のウェブサイトに掲載しております。また、事業者自らの情報発信を促進するため、今般の新たな食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針策定に合わせて「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令」の改正を行い、情報提供するよう努める旨規定する予定です。</p> <p>また、食品リサイクル法の基本方針には優先順位が明記されており、それに基づき、食品寄附を含めた食品廃棄物等の発生抑制に最優</p>

	先で取り組むこととしております。
小売の季節商品を予約制にする場合、必ず顧客から予約をとった上で数量を確定することを義務化あるいは明記いただきたい。	小売における季節商品発注の実態を踏まえ、今後適切な対応を検討してまいります。
大手チェーンの飲食店に対し、食べ残し持ち帰り用容器の希望者への提供を義務付けてほしい。	飲食店では、まずは食べきりを基本としています。それでもなお食べ残しが生じた場合に持ち帰りが促進されるよう、令和6年12月に作成した「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の普及に努めてまいります。
食べきれない量の特盛禁止や常識の範囲を逸脱した食べ残しには罰金を課すことなどをルール化すべきではないか。	Ⅱ1(1)④に「食べきれない量を注文し、提供された料理を食べきれないようにし、」と記載しており、食べきりに関する消費者への普及啓発に努めてまいります。
食品包装の分野における、安全や衛生上に問題がなく内容物の保存にも影響しない場合でも不良品とされたり内容物入りで返品されたりして、再生産を余儀なくさせられる過剰・異常品質の問題について、廃棄物削減のみならず食品ロスの観点からも改善が必要なため、食品製造業者や国の取組の中でこの改善を取り上げていただきたい。	Ⅱ1(2)⑤に「包装資材(段ボール等)に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。」と記載しており、引き続き推進してまいります。
2 基本的施策	
評価の基準が曖昧すぎる。目標はあるが、その具体的な達成方法や途中の評価基準が不透明である。どのように測定し、どのような対策を講じるのかが明確でない。	Ⅱ2に掲げる基本的施策を推進することにより、目標の達成を目指すこととしております。
栄養教諭に踏み込んだ記載は評価できるものの、栄養教諭人員そのものが少ないという別の課題がある。これに関しては文部科学省と連携して人員増を目指すとの解釈で良いのか。	栄養教諭の配置促進については、文部科学省において、今後も引き続き検討されるものと承知しています。
賞味期限と消費期限の違いを消費者が理解できない原因に事業者の責任も小さくないと思われる。まずは事業者による用語の使い分け	期限表示については、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」(令和7年3月改正予定)において、事業者は、食品表示基準におけ

<p>を明確にできるような情報を提供すべき。</p>	<p>る消費期限と賞味期限の定義に従って食品の特性等を十分に考慮した上でどちらか一方を表示する必要があることを示すこととしており、消費者庁においても、当該改正内容等を食品関連事業者に対して周知してまいります。</p>
<p>食品ロス削減の全ての取り組みの前提になるのが、食品安全の確保だと考える。食品ロス削減を推進する中で、もしそれに起因する食中毒等の大きな食品安全事故が起きるようなことがあれば、取り組みが減速することは明らかである。食品安全確保のための具体的な取組は各種ガイドラインに示されているが、食品安全の確保が前提であるという考え方は、本方針の中でも明確にかつ、できれば繰り返して示すべき。各ステークホルダーは、食品安全のリスクを常に考えて対応しながら食品ロスを推進していく必要があるため、特に消費者に対しては食品安全のリスクを自身で考えることができるようになるための施策も入れていただきたい。</p>	<p>本方針は食品ロス削減を促進するための大きな方向性についてとりまとめたものです。食品事故が起きるようなことがあれば取組が減速するという御指摘も踏まえつつ、引き続き、各般の施策に取り組んでいきたいと考えています。</p>
<p>賞味期限の愛称（おいしいめやす）の容器への表示を推奨いただきたい。</p> <p>ペットボトルのミネラルウォーターの賞味期限は厳密には「容量担保期限」であり、その意味を容器に書かないので毎年食品ロスになっているのではないか。</p>	<p>「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（令和7年3月改正予定）において、食品が廃棄されないようにするための取組として、「表示責任者は、消費者等から求められた場合には、定められた方法により保存した場合にまだ食べることができる期限の目安について、できる範囲で情報を提供することが望ましい」こと及び「賞味期限を過ぎてもまだ食べることができる食品を食す際の食品の特性等に応じた、加熱を要する等の食べ方も併せて情報を提供することが望ましい」ことを示すこととしております。</p> <p>さらに、その上で、賞味期限を表示した食品は、期限を過ぎてもまだ食べることができることから、表示責任者はその旨の説明を付記す</p>

	ることが望ましいことを示すこととしております。
小・中・高校において、食品ロスを含む、食の授業を必須にすべき。少なくとも各学期に1回／毎年というような具体的な目標数値を設定すべき。授業の中で、食品ロス削減推進サポーター認定講座への参加を促すべき。	御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
食に関するドキュメンタリー映画の配給を行うべき。	御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
「未就学児を対象に食品ロス削減を含めた食育等の取組を進めるため、保育所、認定こども園及び幼稚園において栄養士や栄養教諭を配置するために必要な支援を実施する。」とあるが、令和6年の栄養士法の改正は反映しないのか（「管理栄養士」については明記しないのか。）。	御意見を踏まえ、管理栄養士を追記いたしました。
「未就学児を対象に食品ロス削減を含めた食育等の取組を進めるため、保育所、認定こども園及び幼稚園において栄養士や栄養教諭を配置するために必要な支援を実施する。」とあるが、保育所等への通知を行う予定はあるか。	食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対して栄養士等の配置に必要な費用を加算することにより支援を行っており、当該内容を通知において示していることから、引き続き、当該通知に基づき取り組んでまいります。
「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」や「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる食育)に関する取組の推進について」などの通知は改訂されるのか。	御指摘の通知の改訂は特に予定していませんが、食べ物を無駄にしないことを含む食育の推進については、これまで保育所保育指針や御指摘の通知によって実施しているところであり、引き続き、こうした指針・通知等に基づいて取り組んでまいります。
現在、学校給食における持ち帰りは、学校給食法衛生管理基準によって「衛生上の見地から禁止することが望ましい。」とされているが、社会一般（飲食店）で持ち帰りを推進するのであれば、学校給食におけるパンについても持ち帰りを容認すべきではないか。現在は米飯給食が推奨され、普及している現状にあるが、個別包装されていて持ち	御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。

<p>帰りが容易であるパン給食の価値も見直されてよいのではないか。</p>	
<p>食品ロス削減推進サポーターについては、世代をまたいだコミュニティを育て、食意識の向上に努めるなどの活動が広くサポートされるといいと思う。</p>	<p>食品ロス削減推進サポーターの育成・フォローアップに努めてまいります。</p>
<p>「賞味期限が短くフードバンクに適さない食材にも目を向け、期限が長い物はフードバンク、期限が短い物はフードシェアリングと、双方同じく重要な手段として両翼のように運用する事が望まれる」という趣旨を追加いただきたい。</p>	<p>賞味期限等については、「食品寄附ガイドライン」の各章の「安全面等の管理」で記載しておりますので、まずは同部分を含めて同ガイドラインの普及啓発に努めてまいります。</p>
<p>食品ロス削減推進サポーター育成講座の定期的な実施を挙げているが、サポーターの活躍の場を増やすため、自治体、地域を繋ぐ取組も必要ではないか。また、サポーターの数の目標、現在の人数なども注釈で示していただきたい。</p>	<p>御意見については、今後の業務の参考にさせていただくとともに、サポーターの現在の人数を脚注に記載しました。</p>
<p>食品も製造者が自分で販売しないで流通業者に委託する段階で商品となる。そこには流通では販売が可能な期間、消費者には保管が可能な期間という価値が生まれるのに、それを無視して製造者がより長い期間を同じ価格で購入させるのは合理性がない。製造から期間が経った商品の価値の原価低減を促すための損金処理に補助金を出したり税制優遇を行うなど施策を検討すべきではないか。製造者から卸や小売りに所有権が移動した食品の返却については、行政が厳重に監視を行い返品を容易に行えない仕組みの構築が必要だろう。</p>	<p>御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、商慣習の見直しの取組については、サプライチェーン全体で解決する必要があるため、これまで関係者の参画を得て「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」等により食品ロス削減の観点から議論をし、取組及び効果検証を行ってきており、今後も引き続き進めてまいります。</p> <p>また、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第27条に基づき行っている、「食品等流通調査」においても、3分の1ルールの見直しの状況をフォローアップしているところであり、引き続き取組状況を注視してまいります。</p>
<p>一般的に製造者側は無償で製造しているわけではなく、単に寄附するだけでは苦勞努力が報われないため、寄附に対して報奨金を設定い</p>	<p>御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。</p>

<p>ただきたい。</p>	
<p>Ⅱ 2 (6) ではフードバンクに関する記述が多すぎて焦点がぼけている感が否めないため、もっと重点を明確にして短縮する方が望ましい。</p>	<p>フードバンクに関しては、今回新たに各省の支援施策を網羅的に盛り込む等したため、支援施策の記述が拡充となったところです。</p>
<p>アメリカの「善きサマリア人の法」に準じて8年前から引取団体に食品を提供しその間全く問題が起こらなかった企業もある。そのような先進的取組の実績を情報として提供することで、できれば一刻も早く日本でも「善きサマリア人の法」に準じた法律の制定を希望する。</p>	<p>「食品寄附ガイドライン」の運用後の食品寄附の実態把握、社会福祉や食品アクセスの確保の観点からの食品寄附促進の必要性、社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受給者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指すよう努めてまいります。</p>
<p>「各地方の保健所の指導認可の元で活動するフードバンクやフードシェアリング等の取組において適切に提供された食材は基本的に自己責任として扱い、提供側の責任は問わない事を法律として制定し地方での条例化を推奨する。」の追加を希望する。</p>	
<p>Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項</p>	
<p>「都道府県は各市町村が策定した食品ロス削減推進計画及びそれに類する取組について『優（他自治体へ横展開すべき事例）』『良（実際にチャレンジはした事例）』『可（チャレンジはしたが実態が薄い事例）』『不可（チャレンジや策定がされてない）』の評価を公表して、市町村が今まで以上に実効的に策定を行う気運を醸成する。</p> <p>更に、実効的な取組をする為には目標値も間接的な波及効果よりも直接的な削減目標に重点をおき、その上で直接的な目標がある程度実現出来なかったとしても良しとする一定の余地を設けて先進的な取組を推奨する」という趣旨の追加を希望する。</p>	<p>御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。</p>
<p>Ⅲ 1 (2) ③エについて、実際に稼働している業者もあるので、廃棄するよりも安価で飼料として提供できるよう支援できないか。</p>	<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針において、再生利用手法の優先順位は、①飼料化、②肥料化、③きのこ菌床、④それ</p>

<p>それでも活用できない食品については、廃棄物として扱うのではなく微生物による発酵等で肥料、その熱エネルギーの利用、メタンガスによる発電等、食品ロスで回収した物を循環させるシステムの構築に支援できないか。</p>	<p>以外（メタン化等）とされています。</p> <p>また、同法において、再生利用を行うリサイクル業者の育成を図るために登録再生利用者制度や広域的な食品循環資源の有効利用を図るために再生利用事業計画認定制度を定めており、引き続き制度の周知を行ってまいります。</p> <p>なお、食品ロス削減対策及び食品資源循環のリサイクルにより食品廃棄ゼロを目指す「食品廃棄ゼロエリア」創出に向けたモデル事業等を行っております。</p>
<p>目標達成のため、食品ロス削減推進サポーターの活用を明記してはどうか。「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合」の調査対象をもっと広げる必要があるが、サポーターの活動がさらに広がることで、割合が高くなるのではないか。</p>	<p>御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。</p>
<p>その他（全体）</p>	
<p>問題解決の手段は食糧自給率を上げ生産者の顔が見えるようにすることであり、余った乳製品を廃棄させ、大量に輸入するという政策を止めることである。</p> <p>腐敗を防ぎ日持ちをさせるために発酵させている食品を、生産所の衛生が基準を満たしていないから販売させないなどという政策を止めることである。</p> <p>国内の生産者をも外国人に任せようなどという政策を止め日本人が食べるものは日本人が作るという当たり前の状態にすることである。</p>	<p>御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。</p>
<p>意見募集期間が年末年始を跨いでいるが、実質的に募集期間を短縮していないか。手続き上問題ないか問う。期間延長も検討すべきでは</p>	<p>意見公募手続の意見提出期間については、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第3項において30日以上とのみ規定されている</p>

ないか。	ところ、本意見公募では意見提出期間を 30 日間としたものです。
食べ残しは廃棄物である。廃棄物の処理を消費者にさせようとするのは正しくない。	まずは食べきることが大事ですので、食べきりに関する消費者への普及啓発に努めてまいります。
新旧対照表がとてもわかり易かった。食品ロスをなくすためにいろいろ考えてくださりありがたい。賛成する。後はこれをどれだけ実行するか。実行できるようお願いしたい。	本基本方針の施策を着実に実行してまいります。
食は、心にも大きな影響をもたらしており、誰しものが避けて通れない問題でもあり、ゆったり構えている時間がなくなっている。多少の強制力を持ってでも食および環境への意識を高める必要があると考える。	食品ロス削減に関する国民の意識醸成に努めてまいります。
今ではフードバンクだけでなく、こども食堂やこども宅食、おてらおやつクラブなど多種多様な食料支援団体が活動しているため、「フードバンク（活動団体）などの食料支援団体」という表現にすることを検討いただきたい。	御意見を踏まえ、「フードバンク活動団体「等」」や「フードバンク活動団体やこども食堂「等」」のように「等」を入れた記載に統一いたしました。
例えばホームレス等の貧困層向けに欲しい人限定で、「賞味期限が近い食品でも私は受けとります。」という意思表示カードやシールを国で配ったら良いと思う。 日本では能動的に「食品を無料でください」と言うのは厳しいと思うので、受動的でも食品を無料で貰えるようヘルプマークのような記号が必要だと思う。 賞味期限切れの食品でも喜んで受けとる人が一定数居ると思われる。	御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。